

事業者のための

産業廃棄物適正処理 ガイドブック



令和7年7月 八戸市

目 次

1	循環型社会の構築に向けて	1
2	国民、事業者並びに国及び地方公共団体の役割等	3
3	廃棄物処理の基本原則：事業者の処理責任	5
4	廃棄物とは	6
5	処理基準等	12
	（1）保管基準（規第8条、規第8条の13）	12
	（2）収集運搬の基準（令第6条第1項第1号、令第6条の5第1項第1号）	14
	（3）中間処理の基準	16
	（4）最終処分（埋立処分）の基準	17
	（5）産業廃棄物の取扱い上の注意	20
6	二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例	22
7	産業廃棄物の処理委託	24
	（1）委託の基準（令第6条の2、令第6条の6）	24
	（2）マニフェストシステム（法第12条の3）	28
8	産業廃棄物処理業の許可	34
9	産業廃棄物処理施設の設置・変更及び維持管理	38
	（1）設置許可が必要な産業廃棄物処理施設	38
	（2）産業廃棄物処理施設の設置・変更許可に係る手続き	39
	（3）産業廃棄物の処理施設の変更	40
	（4）廃棄物処理施設の維持管理	40
	（5）施設の定期検査（法第15条の2の2）	42
10	産業廃棄物管理体制の整備	43
11	行政処分と罰則	47
12	建設業関係の廃棄物	48
	（1）建設工事等から発生する廃棄物	48
	（2）建設工事関係者の役割分担	50
	（3）廃棄物の処理計画を立てましょう	52
	（4）建設資材廃棄物の引渡完了報告制度について	55
	（5）青森県建設系廃棄物適正処理推進行動指針について	57
13	医療業関係の廃棄物	58
	（1）医療関係機関等から発生する主な廃棄物	58
	（2）感染性廃棄物とは	59
	（3）施設内における感染性廃棄物の処理	60
	（4）感染性廃棄物の収集・運搬（令第6条の5）	61
	（5）管理体制の確立	62
14	農林畜産業関係の廃棄物	63
15	漁業関係の廃棄物	64
16	ダイオキシン類抑制対策	66
17	ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物処理対策	68
18	水銀廃棄物処理対策	72
19	有害使用済機器の保管等に係る届出制度	77

凡例 法：廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）
規：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）

1 循環型社会の構築に向けて

廃棄物減量化の目標量

第五次循環型社会形成推進基本計画

(1) 経緯

循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定され、本計画は概ね5年ごとに見直しを行うものとされていることから、令和6年8月2日に第五次循環型社会形成推進基本計画が閣議決定されました。

新たな計画では、気候変動や生物多様性保全といった環境面の課題に加え、産業競争力強化・経済安全保障・地方創生・質の高い暮らしの実現といった社会課題の同時解決にもつながるものである循環経済への移行を国家戦略として位置づけ、その実現に向けて、2030年度までに国が講ずべき施策を示しています。

(2) 内容

1 循環型社会に関する全体像の指標と2030年度目標値

<物質フロー指標>

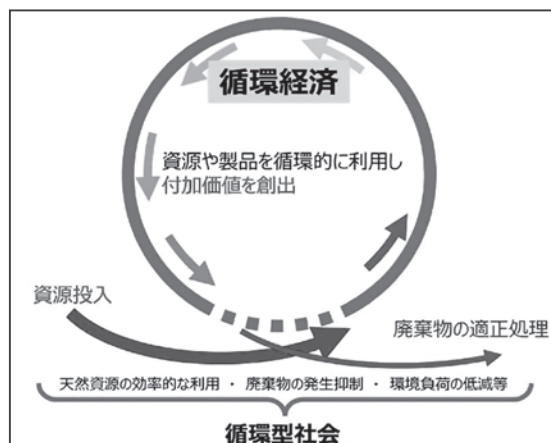
- ① 資源生産性 約60万円／トン
- ② 一人当たり天然資源消費量 約11トン／人・年
- ③ 再生可能資源及び循環資源の投入割合 約34%
- ④ 入口側の循環利用率 約19%
- ⑤ 出口側の循環利用率 約44%
- ⑥ 最終処分量 約11百万トン

<取組指標>

- ⑦ 循環型社会ビジネスの市場規模 80兆円以上
- ⑧ 循環型社会形成に関する国民の意識・行動
 - ・廃棄物の減量化や循環利用、グリーン購入の意識 90%
 - ・具体的な3R行動の実施率 50%
- ⑨ 循環経済への移行に関わる部門等由来の温室効果ガス排出量
 - ・循環経済への移行に関わる部門由来 約343百万トン-CO₂／年（参考値）
 - ・廃棄物部門由来 約29百万トン-CO₂／年（参考値）
- ⑩ カーボンフットプリントを除いたエコロジカルフットプリント（数値目標設定なし）

2 循環型社会形成に向けた取組の進展のための5つの柱（重点分野）

- ① 循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり
- ② 資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環
- ③ 多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現
- ④ 資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行
- ⑤ 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進

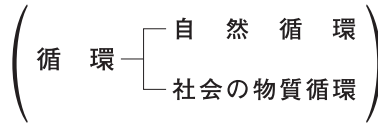


「第五次循環型社会推進基本計画（概要）」を加工して作成

循環型社会づくりを支える法体系

環境基本法 H 6.8 完全施行

環境基本計画



循環型社会形成推進基本法（基本的枠組法）

H 13.1 完全施行

- ・社会の物質循環の確保
- ・天然資源の消費の抑制
- ・環境負荷の低減

- 基本原則 ○ 国、地方公共団体、事業者、国民の責務 ○ 国の施策

循環型社会形成推進基本計画 : 国の他の計画の基本

廃棄物処理法

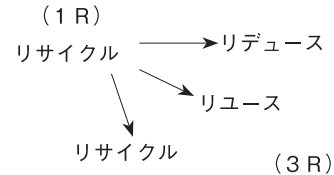
S 46.9 施行

- ・廃棄物の排出抑制
- ・廃棄物の適正処理（リサイクルを含む）
- ・廃棄物処理施設の設置規制
- ・廃棄物処理業者に対する規制
- ・廃棄物処理基準の設定 等

資源有効利用促進法

H 13.4 全面改正施行

- ・再生資源のリサイクル
- ・リサイクル容易な構造、材質等の工夫
- ・分別回収のための表示
- ・副産物の有効利用の促進



プラスチック資源循環法

R 4.4 施行

- ・プラスチック廃棄物の排出抑制、再資源化に関する環境配慮設計
- ・ワンウェイプラスチックの使用の合理化
- ・プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化 等

〈個別物品の特性に応じた規制〉

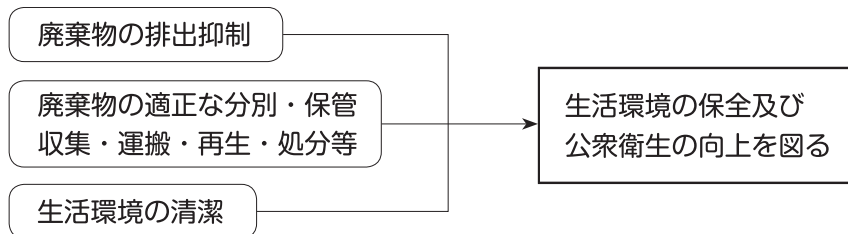
容器包装リサイクル法 H 12.4 完全施行 びん、PETボトル、紙製・プラスチック製容器包装等	家電リサイクル法 H 13.4 完全施行 エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、ブラウン管式・液晶式・プラズマ式テレビ、洗濯機、衣類乾燥機	食品リサイクル法 H 13.5 完全施行 食品残さ	建設リサイクル法 H 14.5 完全施行 木材、コンクリート、アスファルト	自動車リサイクル法 H 17.1 完全施行 自動車	小型家電リサイクル法 H 25.4 完全施行 小型電子機器等
・容器包装の市町村による分別収集 ・容器包装の製造・利用業者による商品化	・消費者がリサイクル費用を負担 ・廃家電を小売店が消費者より引取り ・製造業者等により再商品化	・食品製造・加工・販売業者が食品廃棄物の再資源化	・工事の受注者が ・建築物の分別解体 ・建設廃材等の再資源化	・ユーザーがリサイクル料金を預託 ・引取業者が引き取り、関係者による ・フロン類回収、解体、破碎 ・製造業者によるエアバッグ・シュレッツ ・ダーダストの再資源化、フロン類の破壊	・消費者が分別して排出 ・市町村が分別して収集し認定事業者へ引渡し ・小売業者は消費者の適切な排出を確保するために協力

2

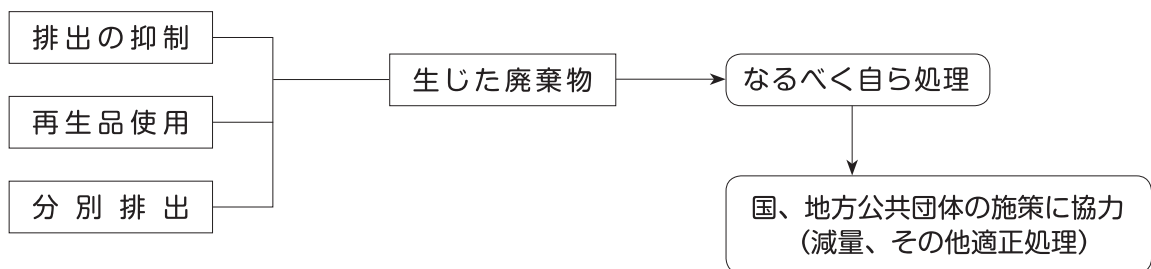
国民、事業者並びに国及び地方公共団体の役割等

～廃棄物処理法における位置付け～

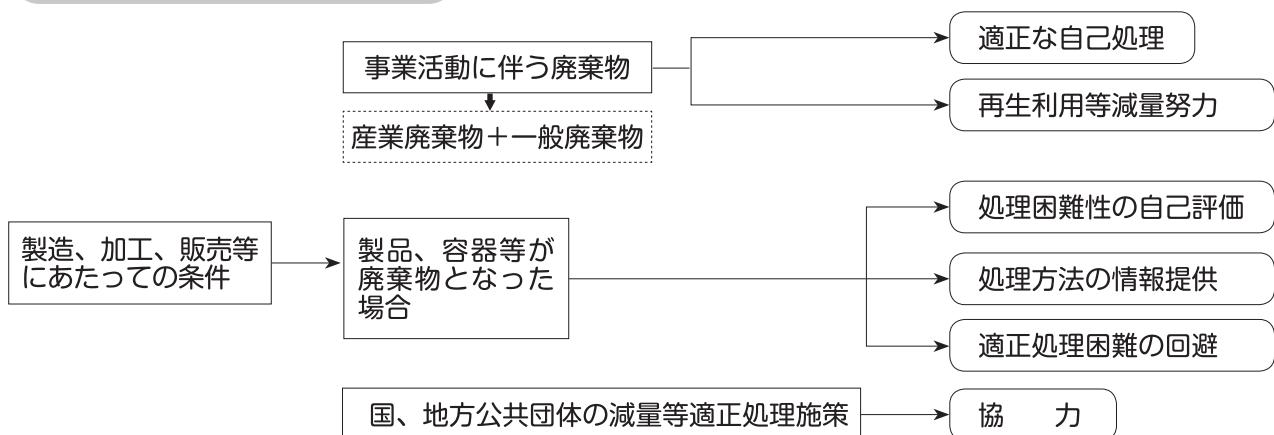
目的（法第1条）



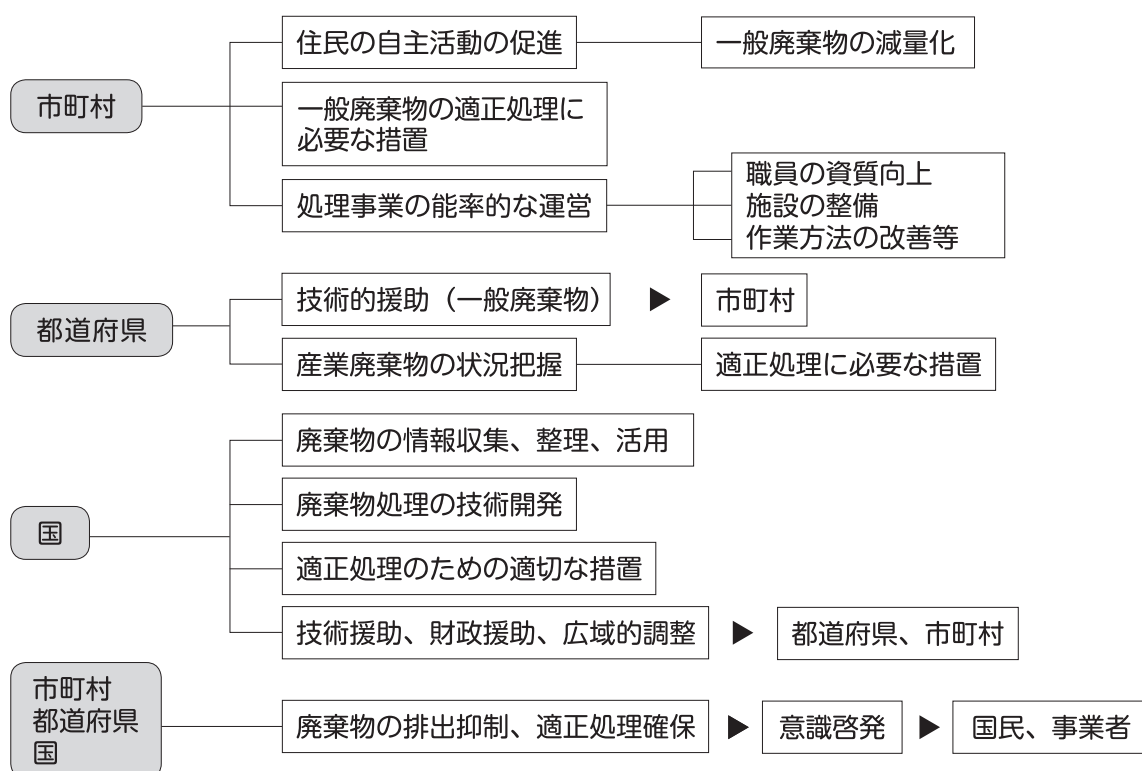
国民の責務（法第2条の4）



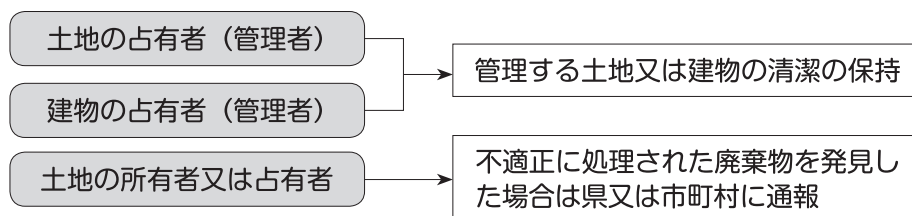
事業者の責務（法第3条）



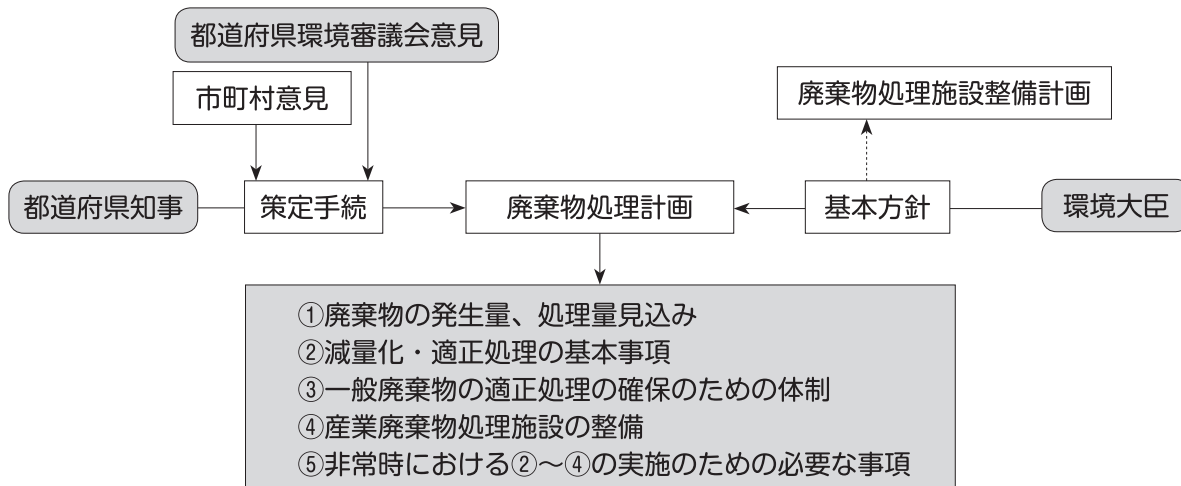
国及び地方公共団体の責務（法第4条）



清潔の保持等（法第5条）



廃棄物処理計画（法第5条の5）



3

廃棄物処理の基本原則：事業者の処理責任

事業活動に伴い発生する廃棄物は、事業者自らが責任をもって適正に処理しなければなりません。

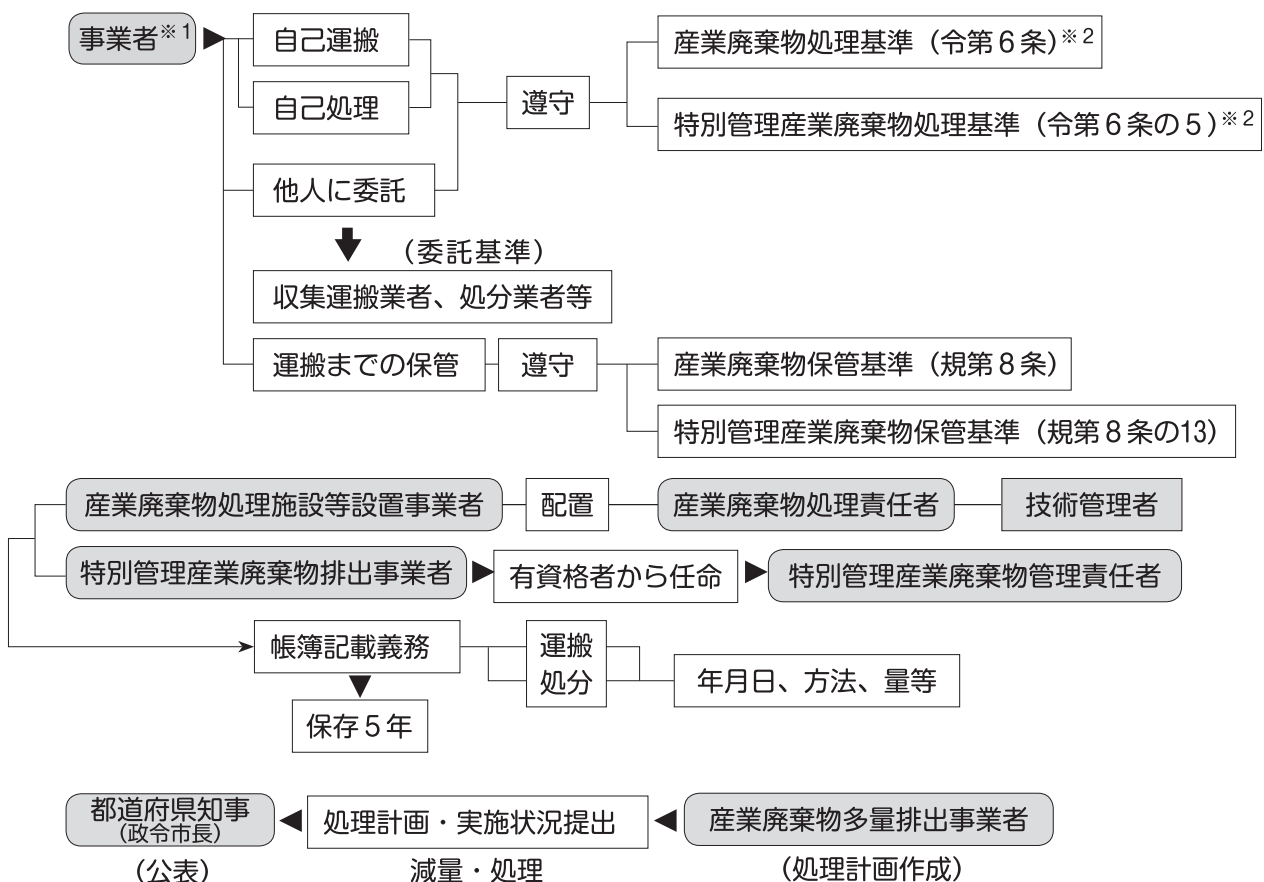
廃棄物の処理は、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るために廃棄物処理法の定めにより適正に行わなければなりません。

廃棄物処理法では、事業系の廃棄物の事業者処理責任が規定されています。

事業者の責務（法第3条）

- ①事業者は事業活動から生じた廃棄物を自らの責任で適正に処理しなければなりません。
- ②廃棄物の再生利用等によりその減量に努めなければなりません。
- ③製造、加工、販売等の段階から、製品・容器等が廃棄物になった時のことを考え、処理が困難にならないようにしなければなりません。
- ④廃棄物の減量や適正処理のために国や地方公共団体の施策に協力しなければなりません。

事業者の産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る処理 （法第12条、法第12条の2）



★ 県外産業廃棄物の搬入については、県条例により、県との間で事前協議をすることとされています。

※1 平成30年4月施行の改正廃棄物処理法により、二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例制度が設けられました。（詳細はP22～P23）

※2 処理基準は（特別管理）産業廃棄物処理業者にも適用されます。

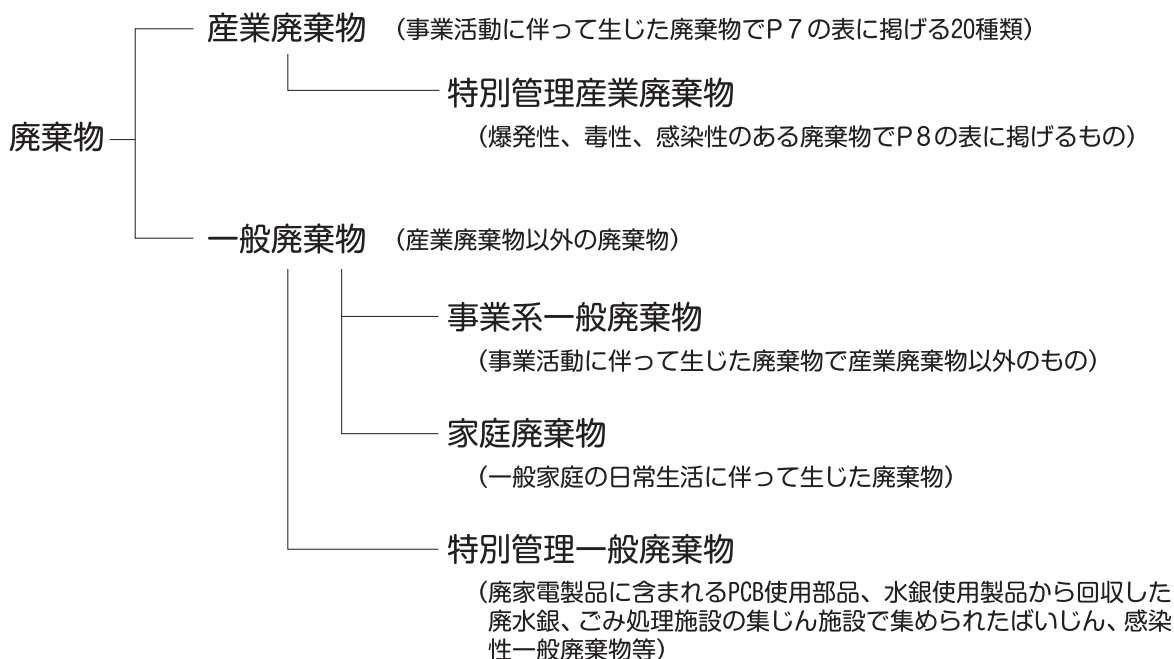
4

廃棄物とは

廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却できないために不要になった物のことで、大きく「産業廃棄物」と「一般廃棄物」とに分けられます。

さらに、爆発性や毒性、感染性等を有するものは、それぞれ「特別管理産業廃棄物」、「特別管理一般廃棄物」に区分されます。(法第2条)

― 廃棄物の分類 ―



なお、次のものは廃棄物処理法で対象としている廃棄物ではありません。

- ①港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するもの。
- ②漁業活動に伴って漁網にかかった水産動植物等であって、当該漁業活動を行った現場付近において排出したもの。
- ③土砂及び専ら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの。

注

廃棄物かどうかは、その物の性状、排出の状況、通常の実扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断されます。したがって、例えばコンクリート破片を土地造成のために有効利用しようとしても、そのコンクリート破片が他人に有償売却できないような不要物である限り、土地造成は廃棄物の埋立処分とみなされ、廃棄物処理法に違反します。(この場合、再生したとしても有効利用するものが各種の基準を満たし、客観的に見て有価物であることが必要です。)

(1) 産業廃棄物の種類

	産 業 廃 棄 物 の 種 類	代 表 例
あらゆる事業活動に伴うもの	1 燃 え 殻	石炭がら、灰かす、コークス灰、産業廃棄物の焼却残灰、炉清掃掃出物
	2 汚 泥	製造工程で生じる泥状のもの、ビルビット汚泥、廃水処理後に残る泥状のもの 浄水場の沈殿池汚泥
	3 廃 油	廃動植物性油（飲食店）、廃鉱物性油（エンジンオイル）、廃潤滑油、廃切削油、廃溶剤類、タールピッチ類
	4 廃 酸	廃硫酸、廃硝酸、廃塩酸（水素イオン濃度指数（pH）2.0を超えるもの）
	5 廃 アルカリ	廃ソーダ液、金属せっけん液（水素イオン濃度指数（pH）12.5未満のもの）
	6 廃 プラスチック類	ポリ塩化ビニールくず、ポリエチレンくず、ポリスチレンくず、発泡スチロールくず、合成ゴムくず、合成繊維くず、廃タイヤ（合成ゴム系）
	7 ゴ ム く ず	天然ゴムくず
	8 金 属 く ず	研磨くず、切削くず、缶類
	9 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ビン、レンガくず、ガラスくず、がいし、コンクリート製造工場の不良品、 廃石膏ボード
	10 鉱 さい	高炉等の残さい、ノロ、ボタ、廃鋳物砂、不良鉱石
	11 が れ き 類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリート、アスファルト、レンガの破片その他これに類する不要物
	12 ば い じ ん	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設又は汚泥、廃油等の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	13 紙 く ず	・建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。） ・パルプ、紙又は紙加工品の製造業に係るもの ・新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。）に係るもの ・出版業（印刷出版を行うものに限る。）に係るもの ・製本業、印刷物加工業に係るもの
	14 木 く ず	・建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。） ・木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む。）に係るもの ・パルプ製造業に係るもの ・輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係るもの ・貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。） ※ 貨物の流通のために使用したパレットに係る木くずの場合、事業活動に伴って生じたものは、業種にかかわらず、すべて産業廃棄物に該当する。
	15 織 維 く ず	・建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。） ・繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）に係る天然繊維くず
	16 動 植 物 性 残 さい	食料品・飲料製造業、医薬品製造業又は香料製造業、飼料製造業において原料とし使用した動物又は植物に係る固形状の不要物
	17 動 物 系 固 形 不 要 物	・と畜場においてとさつし、又は解体した獣畜に係る固形状の不要物 ・食鳥処理場において食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物
	18 家 畜 ふ ん 尿	畜産農業に係るものに限る。
	19 家 畜 の 死 体	畜産農業に係るものに限る。
	20 令第2条第13号廃棄物	上記1から19に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、上記の産業廃棄物に該当しないもの（コンクリート固型化物等）

(2) 特別管理産業廃棄物

「特別管理産業廃棄物」とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのある性状を有するものをいいます。

なお、特別管理産業廃棄物を排出する事業者は、資格を有する特別管理産業廃棄物管理責任者を置く必要があります。(P44参照)

特別管理産業廃棄物の種類

廃油	事業活動に伴って排出される揮発油、灯油若しくは軽油のうち廃油であるもの又はこれらの油を使用することに伴って排出される廃油で、引火点70℃未満のもの	
廃酸	水素イオン濃度指数(pH)が2.0以下の廃酸	
廃アルカリ	水素イオン濃度指数(pH)が12.5以上の廃アルカリ	
感染性産業廃棄物	医療関係機関等から排出される使用済みの注射針など、感染性病原体が含まれ、又は付着しているおそれのある産業廃棄物	
特定有害産業廃棄物	廃PCB等	廃PCB、PCBを含む廃油
	PCB汚染物	PCBが塗布され、若しくは染み込んだ紙くす、PCBが染み込んだ汚泥、木くす若しくは繊維くす、PCBが付着し若しくは封入された廃プラスチック類若しくは金属くす又はPCBが付着した陶磁器くす若しくはがれき類等
	PCB処理物	廃PCB等又はPCB汚染物を処分するために処理したもの
	廃水銀等	・ 特定の施設において生じた廃水銀又は廃水銀化合物（水銀使用製品が産業廃棄物となったものに封入された廃水銀又は廃水銀化合物を除く。） ・ 水銀若しくはその化合物が含まれている産業廃棄物又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀
	廃石綿等	・ 建築物その他の工作物から除去した飛散性の吹き付け石綿、石綿含有保温材及び除去工事に用いられたプラスチックシートなど ・ 大気汚染防止法の特定粉じん発生施設を有する事業場の集じん施設で集められた飛散性の石綿及び集じんフィルターなど
	燃え殻、汚泥、廃アルカリ、ばいじん	・ 政令で定める施設において生じたもので判定基準に適合しないもの ・ 廃棄物焼却炉から排出されるばいじん、燃え殻並びに特定施設を有する工場又は事業所において生じた汚泥、廃酸、廃アルカリ及びこれらの処理物で、ダイオキシン類を一定濃度以上含むもの ・ ジクロロメタン等有機溶剤による洗浄施設又は蒸留施設を有する工場又は事業所から排出されるもので、ジクロロメタン等を一定濃度以上含むもの
	銲さい及びその処理物	判定基準に適合しないもの及び銲さいを処分するために処理したもののうち、判定基準に適合しないもの
廃油	・ 政令で定める施設において生じた廃溶剤であるトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン又は1,4-ジオキサン（濃度に関係なく特別管理産業廃棄物となる） ・ ジクロロメタン等有機溶剤による洗浄施設から排出されるもの	

特別管理産業廃棄物の判定基準（規第1条の2）

	燃え殻・ばいじん・銲さい			廃油（廃溶剤に限る）		汚泥・廃酸・廃アルカリ			
	燃え殻・ばいじん・銲さい (mg/L)	処理物（廃酸・廃アルカリ） (mg/L)	処理物（廃酸・廃アルカリ以外） (mg/L)	処理物（廃酸・廃アルカリ） (mg/L)	処理物（廃酸・廃アルカリ以外） (mg/L)	汚泥 (mg/L)	廃酸・廃アルカリ (mg/L)	処理物（廃酸・廃アルカリ） (mg/L)	処理物（廃酸・廃アルカリ以外） (mg/L)
アルキル水銀	検出されないこと ¹⁾	検出されないこと ¹⁾	検出されないこと ¹⁾			検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
水銀	0.005 ¹⁾	0.05 ¹⁾	0.005 ¹⁾			0.005	0.05	0.05	0.005
カドミウム	0.09	0.3	0.09			0.09	0.3	0.3	0.09
鉛	0.3	1	0.3			0.3	1	1	0.3
有機燐						1	1	1	1
六価クロム	1.5	5	1.5			1.5	5	5	1.5
砒素	0.3	1	0.3			0.3	1	1	0.3
シアン						1	1	1	1
PCB				(廃油:0.5mg/kg)		0.003	0.03	0.03	0.003
トリクロロエチレン				1	0.1	0.1	1	1	0.1
テトラクロロエチレン				1	0.1	0.1	1	1	0.1
ジクロロメタン				2	0.2	0.2	2	2	0.2
四塩化炭素				0.2	0.02	0.02	0.2	0.2	0.02
1,2-ジクロロエタン				0.4	0.04	0.04	0.4	0.4	0.04
1,1-ジクロロエチレン				10	1	1	10	10	1
シス-1,2-ジクロロエチレン				4	0.4	0.4	4	4	0.4
1,1,1-トリクロロエタン				30	3	3	30	30	3
1,1,2-トリクロロエタン				0.6	0.06	0.06	0.6	0.6	0.06
1,3-ジクロロプロペン				0.2	0.02	0.02	0.2	0.2	0.02
チウラム						0.06	0.6	0.6	0.06
シマジン						0.03	0.3	0.3	0.03
チオベンカルブ						0.2	2	2	0.2
ベンゼン				1	0.1	0.1	1	1	0.1
セレン又はその化合物	0.3	1	0.3			0.3	1	1	0.3
1,4-ジオキサン	0.5 ²⁾	5 ²⁾	0.5 ²⁾	5	0.5	0.5	5	5	0.5
ダイオキシン類(単位はTEQ換算) ⁴⁾	3ng/g ³⁾	100pg/L ³⁾	3ng/g ³⁾			3ng/g	100pg/L	100pg/L	3ng/g

※ 1) 燃え殻及びその処理物は除外

2) ばいじん及びその処理物に適用

3) 銲さい及びその処理物は除外

4) H12.1.15において現に設置され、又は設置の工事がされていた廃棄物焼却炉については、セメント固化、薬剤処理又は酸抽出を行う場合は基準を適用しない。(平成15年3月3日環境省令第2号附則第2条)

(3) 特別管理産業廃棄物の有毒性等

① 引火性廃油

1) 引火性廃油の種類

廃油となる引火性油は主として洗浄に使われたガソリン、灯油、軽油と一部の有機溶剤である。

2) 火災、爆発

引火性廃油は可燃性で蒸気圧が高く、比較的低温においても多量の油蒸気が発生するので、蒸気が漏れた場合に、近くに着火源が存在すれば、火災、爆発等の重大な事故を誘発する。

3) 健康被害

廃有機溶剤の溶剤濃度は多くの場合50%を超えている。有機溶剤には毒性の強いものが多い。

ア 蒸気を吸入したとき：一般に短時間の興奮期を経て麻酔状態を起こす。作用のひどいものではめまい、吐気をもよおし失神するようなこともある。

イ 皮膚に接触したとき：多くの有機溶剤は皮膚からも吸収され、吸入の場合と似た症状を起こす。

ウ 目に入ったとき：一般的に粘膜を刺激する。程度が強くなるにつれ粘膜炎症から粘膜傷害までの症状が出る。

エ 主な有機溶剤の管理濃度は次のとおりである。(平成17年3月31日付け基発第0331017号)

アセトン500ppm、二硫化炭素1ppm、キシレン50ppm、メタノール200ppm、酢酸エチル200ppm、トルエン20ppm

② 強酸・強アルカリ

1) 強酸性薬品

ア 硫酸：接触すると重度の薬傷を起こし、目に入れば失明する。

イ 塩酸：皮膚、粘膜に付着すると炎症を起こす。硫酸と異なり、塩酸は容易にガス状又はミスト（霧状）になるので吸引しないよう注意する。

2) 強アルカリ性薬品

ア 水酸化ナトリウム：固形又は濃度の高い溶液に触れると急激に局所が腐食し、潰瘍を形成する。目に入ったときは特に危険である。

イ 次亜塩素酸ナトリウム：皮膚に付着すると水酸化ナトリウムと同じ症状を引き起こす。

③ 感染性産業廃棄物

血液等に含まれる病原体は、直接人の血液と接触すると、血液媒介感染する。汚染血液の輸血、汚染血液の付着した針、ガラス片等を皮膚に刺した時に感染し、人の血液中で増殖し発病に至る。傷口のある指で、感染性廃棄物に触れると、傷口を通して感染する可能性もあり、傷口がない場合であっても、針、ガラス片等、鋭利な汚染物があればそれが突き刺さる危険性が大きい。(P59参照)

④ 廃石綿等

急性傷害として、軽度の局所刺激や中程度の吸入傷害もあるが、通常は長年にわたり石綿粉じんを吸入することにより起こる慢性傷害、すなわち石綿肺を引き起こす。せき、たんなど気管支炎症状を伴い、呼吸困難、心悸亢進などを訴え、肺機能障害が認められる。石綿粉じんは肺内で蛋白質と結びついて黄褐色の連珠状の「石綿小体」を作るので、これがたんの中に見つかれば石綿粉じんを吸入した証拠になる。なお、石綿肺には肺がんや胸膜の中皮腫を合併することがある。特にクロシドライトはこの傾向が強いといわれる。石綿による症状は、次のとおりである。

1) 石綿肺：肺が繊維化して縮み、かつ硬くなるため肺機能を失うもので、進行性で回復はできない。アスベストを繰り返し吸入する職業性暴露者に起こる症状である。

2) 肺がん：アスベスト暴露後20年以上たって発生するのが一般的である。暴露量が多くなるほど発生率は高くなり、喫煙によりこれが促進される。低濃度ではあるが、アスベスト暴露を受けた一般住民の発生率を1.0とすると一般住民喫煙者は10倍、職業性高濃度暴露者の非喫煙者は5倍、喫煙者は50倍という調査がある。

3) 悪性中皮腫：胸膜、腹膜に生ずるがんで、暴露より発病までの期間は肺がんより長く、一般に30年以上である。喫煙とは関係がなく、また非職業性の低濃度暴露者も発病している。

⑤ 特定有害産業廃棄物

物質名	危険性・有毒性												
水銀	水銀蒸気を吸入すると、肺水腫を起こすことがある。中枢神経系に影響を与えることがある。また、皮膚からも吸収される。												
無機水銀化合物	胃腸症状、発熱、中枢神経症状、紅斑性、丘疹性及び小水疱性皮疹、軽度貧血、視野狭窄												
カドミウム又はその化合物	飲み込むと急性胃腸炎の症状をきたす。 粉じんやヒュームを吸入するとせき、胸痛、呼吸困難をきたし気管支炎、肺炎を起こすこともある。さらに頭痛、めまい、食欲不振、体重減少を伴う場合もある。2年以上の長期暴露の場合は慢性中毒が見られる。肺気腫、腎障害、骨変化、蛋白尿が見られる。												
鉛又はその化合物	人間は、常時体内に鉛0.33mgを摂取しているが、一方、糞・尿中の排泄量もまた0.33mgで、そのバランスが保たれている。しかし、鉛の摂取量が増すと、骨組織に沈着し、さらに血液中に遊離して毒性を現す。 1日に0.5mg以上吸収すると、蓄積して毒性を表す。0.5g吸収すると致命的である。急性中毒の症状は、四肢の麻痺、痙攣が特徴で、顔面蒼白、嘔吐下痢、血便、頻脈、腎臓障害を起こし、1～2日で死亡する。慢性症状としては、疲労、頭痛、四肢の感覚障害、けいれん、排尿障害などを起こす。												
有機リン化合物	有機リン剤の毒性は、化合物によって差があるが、特に毒性の強いものはTEPP、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、EPNなどである。 皮膚につくと、皮膚炎を起こすものがある。 また、皮膚から吸収して毒性を示すものがある。 ミスト、粉末、液などを飲み下すと、吐き気、嘔吐、呼吸困難、けいれん、頻脈、めまい、昏睡から死に至る。												
クロム又はその化合物	クロム及びクロム粉じんの吸入により、肺障害のおそれがある。可溶性クロム化合物は感作性皮膚炎を起こす。その他、目、消化器系に炎症を起こす。重クロム酸など六価クロムの害が強調され、金属としてのクロム、三価クロムについては有害性は少ないとされているが長期的には未知な面もあり、不純物、反応副生物による注意が必要である。												
砒素又はその化合物	吸入した場合、鼻・のど、気管支等の粘膜を刺激し、頭痛、めまい、悪心、チアノーゼを起こすことがある。はなはだしい場合には血色素尿を排泄し、肺水腫を起こし、呼吸困難を起こす。 皮膚に触れた場合、しばらく後に、接触部位に湿疹、水疱、炎症または潰瘍を起こすことがある。目に入った場合、粘膜を刺激して結膜炎を起こす。												
シアン化ナトリウム シアン化カリウム	シアン化水素と同様に猛毒で、粉じんを吸入し、または皮膚・粘膜につくと、中毒又は死亡する（飲み下した場合の致死量は、150～200mg）。酸又は炭酸ガスと接触して発生するシアン化水素ガスを吸入すると、脳中枢の麻痺により呼吸停止、けいれんを伴い直ちに死亡する。経皮吸収があり、汗で吸収が早まり、傷口があればその危険はさらに増す。												
ポリ塩化ビフェニル（PCB）	毒物や劇物に相当する強い急性毒性はないが、長期間の摂取により体内に蓄積する。 初期症状は、目やに、まぶたの膨張などがあり、慢性的影響として座瘡様の発疹（二キビ）、肝臓の肥大や機能不全などがある。												
トリクロロエチレン	目、鼻、のどを刺激し、皮膚に繰り返し触れると、皮膚炎を起こす。蒸気を吸収すると、頭痛、めまい、吐き気・下痢・肝臓障害を起こす。												
テトラクロロエチレン	液体との繰り返し接触により、皮膚が侵される。 高濃度の蒸気は、目、鼻、のどを刺激する。 高濃度の蒸気を吸入すると、麻酔作用があり、頭痛、めまい、悪心、意識喪失が起こる。肝臓、腎臓障害もある。 高温で空気に触れると熱分解し、一酸化炭素（CO）、ホスゲン（COCl ₂ ）などの有害ガスを生成するので注意を要する。 濃度と作用の例示 <table border="1"> <thead> <tr> <th>濃度（ppm）</th><th>作用</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30～50</td><td>臭気を感じる</td></tr> <tr> <td>200</td><td>目に刺激を感じる</td></tr> <tr> <td>200～280</td><td>2～3時間で頭がふらつく</td></tr> <tr> <td>1000以上</td><td>45分後に中等度の酔いが起こる</td></tr> <tr> <td>2000</td><td>麻酔状態</td></tr> </tbody> </table>	濃度（ppm）	作用	30～50	臭気を感じる	200	目に刺激を感じる	200～280	2～3時間で頭がふらつく	1000以上	45分後に中等度の酔いが起こる	2000	麻酔状態
濃度（ppm）	作用												
30～50	臭気を感じる												
200	目に刺激を感じる												
200～280	2～3時間で頭がふらつく												
1000以上	45分後に中等度の酔いが起こる												
2000	麻酔状態												
ジクロロメタン	クロロホルムに比べ毒性が少なく、比較的早くさめるので昔は麻酔剤として使用したものもあるが、皮膚、粘膜の刺激がややある。 肝臓障害は少ない。												
四塩化炭素	吸入または皮膚呼吸により中毒作用を現し、肝臓、腎臓、心臓、肺、皮膚、消化器系、および神経系に障害を起こす。 高濃度の蒸気に暴露されると、頭痛、疲労、悪心、嘔吐、めまい、視力障害を起こし、体内吸収量が多い場合には、数時間ないし、2日くらい後に、肝臓・腎臓障害が現れる。 低濃度の蒸気の場合でも、くり返し暴露すると慢性中毒を起こす。蒸気や飛沫が目に入ると、炎症を起こす。												

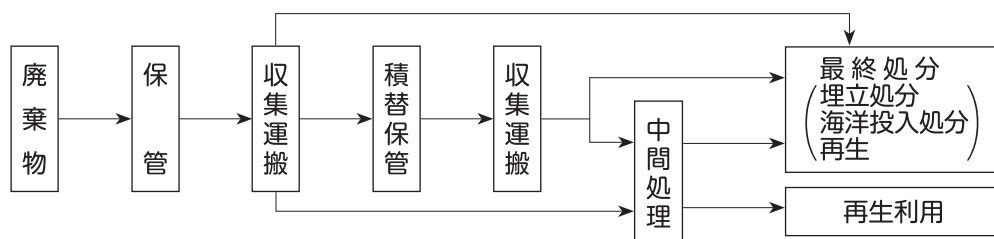
物 質 名	危 険 性 ・ 有 毒 性
1,2-ジクロロエタン	液が、皮膚や粘膜に繰り返し付着すると、皮膚障害・結膜炎などを招くおそれがある。
1,1-ジクロロエチレン	高濃度暴露では麻酔作用がある。 その他比較的低濃度（200～300ppm）で肝機能の変化、皮膚障害、レイノー様症状および骨端溶解などが起こる。
シス-1,2-ジクロロエチレン	目、鼻、皮膚、粘膜に強い刺激作用がある、蒸気を吸入すると一過性の麻酔が起こる。中枢神経障害、肝臓障害を起こす。皮膚からも吸収される。
1,1,1-トリクロロエタン	他の塩化炭化水素系溶剤に比べ毒性は比較的低いが、高濃度の蒸気に暴露されると、麻酔性と粘膜刺激性が現れる。 肝臓・腎臓への障害作用がある、皮膚からも吸収される。
1,1,2-トリクロロエタン	急性暴露による中枢神経の抑制作用を示し、1,1,1-トリクロロエタンのそれより数倍強い。慢性暴露により、肝臓・腎臓・消化器系および神経系に障害を起こす。
1,3-ジクロロプロペン	強い刺激剤であり、吸入した場合は軽度の悪心、嘔吐、めまい、頭痛があり、重度は上気道の刺激灼熱感、肺水腫、チアノーゼ、四肢のけいれん等がある。 皮膚に接触した場合、灼熱感、水疱を生ずる。
チ ウ ラ ム	LD ₅₀ ：820mg/kg、マウスは1,800mg/kg、ウサギは210mg/kg。
シ マ ジ ン	LD ₅₀ ：ラット、マウス、ウサギは5,000mg/kg以上。
チ オ ベ ン カ ル ブ	経口LD ₅₀ ：ラットは920mg/kg、マウスは1,100～1,400mg/kg
ベ ン ゼ ン	臭気を感じできる濃度は50～100ppm とされており、十分な注意が必要。気中濃度が 1,000ppm を超えるような暴露を受けると急性中毒を招く危険があり、20,000ppm 以上では5～10分で死亡するおそれがある。急性中毒の場合は、麻酔症状が強く現れ最初に頭痛、めまいが起こり、やがて眠気、運動失調、不規則脈、呼吸困難を招いて昏睡状態に至る。低濃度でも長時間暴露では、血液障害、肝臓障害をきたし、再生不良性貧血、白血病を起こす例もある。皮膚からも吸収される。
セレン又はその化合物	元素自体は、比較的刺激性がなく吸収されにくい蒸気になると強毒性。セレンはヒ素と化学的および生理学的に類似している化合物はすべて毒性がある。目に入ると、結膜炎や角膜壊死を起こす。皮膚につくと、熱傷、湿疹とじん麻疹黄色化。爪、歯牙、毛髪の色化。吸入すると嗅覚欠如、鼻とのどの刺激症状、呼吸のにんにく臭、気管支炎さらに肺炎、気管支ぜん息、消化器症状としては、金属味、悪心と嘔吐、腹痛、下痢、肝肥大。
1,4- ジ オ キ サ ン	眼、鼻、咽頭に刺激性がみられ、さらに急性中毒として脳、肝臓、腎臓の障害がみられている。また、マウス、ラットに発がん性を示し、IARC（国際がん研究機関）では2B（ヒトに対して発がん性を示す可能性のある物質）に分類している。
ダイオキシン類	最も毒性が強いとされる2,3,7,8-TCDDについては、事故などの高濃度の暴露の際の知見から人に対する発がん性がある。ダイオキシン類自体が直接遺伝子に作用して発がんを引き起こすのではなく、他の発がん物質による発がん作用（がん化）を促進する作用（プロモーション作用）がある。 実験用動物（ねずみ等）においては、妊娠中に比較的多量のダイオキシン類を与える実験で、生まれた動物に口蓋裂、水腎症等の奇形を起こすことが認められ、甲状腺機能の低下、生殖器官の重量や精子形成の減少、免疫機能の低下を引き起こすことが報告されている。
廃 石 綿 等	急性傷害として、軽度の局所刺激や中程度の吸入傷害もあるが、通常は長年にわたり石綿粉じんを吸入することにより起こる慢性傷害、すなわち石綿肺を引き起こす。せき、たんなど気管支炎症状を伴い、呼吸困難、心悸亢進などを訴え、肺機能障害が認められる。石綿粉じんは肺内で蛋白質と結びついて黄褐色の連珠状の「石綿小体」を作るので、これがたんの中に見つかれば石綿粉じんを吸入した証拠になる。なお、石綿肺には肺がんや胸膜の中皮腫を合併することがある。特にクロシドライトはこの傾向が強いといわれる。

⑥ 指定有害廃棄物：硫酸ピッチ（廃硫酸と廃炭化水素油との混合物で、著しい腐食性(pH2.0以下)を有するもの）

5

処理基準等

廃棄物の発生から処分まで、各段階でそれぞれ処理基準が定められています。この基準を遵守し、適正な処理を行いましょう。(排出事業者のほか処理業者にも適用されます。)(法第12条、法第12条の2)



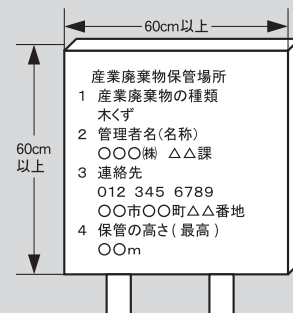
※以下、特に断りがないものは、産業廃棄物と特別管理産業廃棄物の両方に共通する基準です。

(1) 保管基準(規第8条、規第8条の13)

廃棄物が運搬されるまでの間、次の基準に従い、生活環境保全上支障のないように廃棄物を保管しなければなりません。

- 保管場所の周囲に囲いが設けられていること。
- 保管する産業廃棄物の荷重が囲いに直接かかる場合には、その荷重に対して構造耐力上安全であること。
- 産業廃棄物の保管に関し必要な事項を表示した掲示板が、見やすいところに設けられていること(右図参照)。
- ・産業廃棄物の保管の場所である旨の表示
- ・保管する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)
- ・保管場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
- ・屋外で容器を用いずに保管する場合は、最大積み上げ高さ
- ・掲示板の大きさは、縦60cm×横60cm以上
- 保管場所から産業廃棄物の飛散、流出、地下浸透、悪臭が生じないような措置を講ずること。
- ・産業廃棄物の保管に伴って汚水が生ずるおそれがある場合は、公共の水域及び地下水の汚染防止のために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、それらの設備の底面を不浸透性の材料で覆うこと。
- ・産業廃棄物を容器に入れずに屋外で保管する場合は、高さの制限(P13)を超えないようにすること。
- ・保管場所には、ねずみが生息したり、蚊、はえその他の害虫が発生したりしないようにすること。
- 石綿含有産業廃棄物にあっては、その他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設けるとともに覆いを設ける、梱包する等飛散の防止のための必要な措置を講ずること。
- 水銀使用製品産業廃棄物にあっては、その他の物と混合するおそれのないように仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。

(掲示板の表示例)



注) 特別管理産業廃棄物の場合は「産業廃棄物」の部分を「特別管理産業廃棄物」とすること

特別管理産業廃棄物の場合は、さらに次の措置を講ずることが定められています。

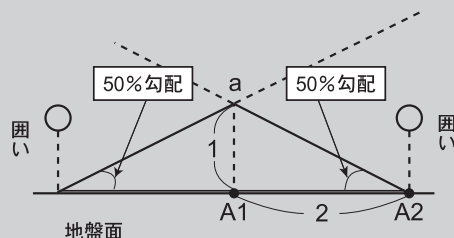
- 他の物と混合しないよう、仕切りを設ける等の措置(感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物とが混在する場合で、それ以外の物が混入するおそれのない場合を除く)
- 廃油、PCB汚染物又はPCB処理物：揮発・高温防止措置(容器に入れて密封する等)
- 廃酸又は廃アルカリ：腐食防止措置(容器に入れて密封する等)
- PCB汚染物であって環境大臣が定めるもの※：形状を変更しないこと
- PCB汚染物又はPCB処理物：腐食防止措置(容器に入れて密封する等)
- 廃水銀等：飛散・流出・揮発・高温・腐食防止措置(容器に入れて密封する等)
- 廃石綿等：飛散防止措置(梱包する等)
- 腐敗するおそれのある特別管理産業廃棄物：腐敗防止措置(容器に入れて密封する等)

※平成27年11月24日環境省告示第135号

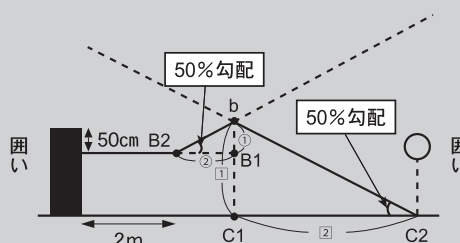
保管の高さ制限

屋外で容器に入れずに保管する場合、次の高さを超えて積み上げることはできません。
使用済自動車の保管基準<(3)、(4)>については、規則第1条の6第3号及び第4号による。

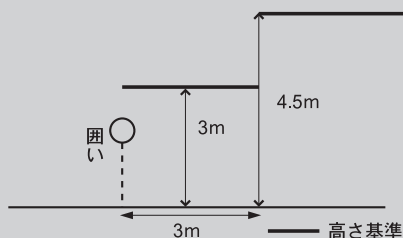
- (1) 廃棄物が囲いに接しない場合
囲いの下端から勾配50%（約26.5度）



- (2) 廃棄物が囲いに接する場合
・ 囲いの内側 2 m は、囲いの高さより 50cm 以下
・ 2 m 以上内側は、2 m 線から勾配 50% 以下



- (3) 使用済自動車等を保管する場合
・ 囲いの内側 3 m は、高さ 3 m 以下
・ 3 m 以上内側は、高さ 4.5 m 以下

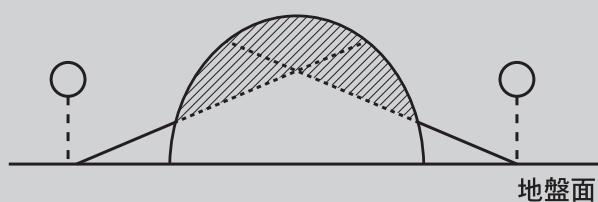


- (4) 格納施設を利用して使用済自動車等を保管する場合
落下による危害のおそれのない高さ

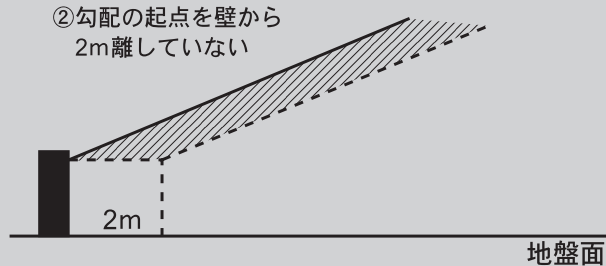
保管基準の違反例

下の図の斜線部分が違反

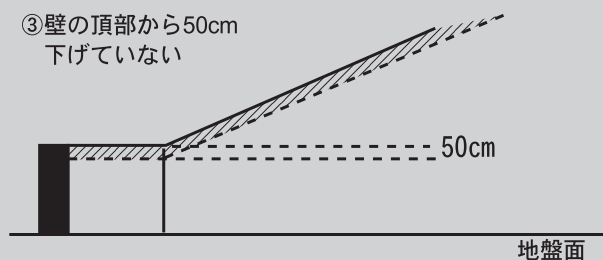
- ① 50% 勾配面を超えている



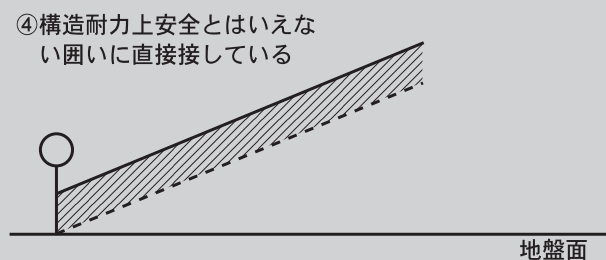
- ② 勾配の起点を壁から
2m 離していない



- ③ 壁の頂部から 50cm
下げていない



- ④ 構造耐力上安全とはいえない
囲いに直接接している



(2) 収集運搬の基準（令第6条第1項第1号、令第6条の5第1項第1号）

- 廃棄物が飛散、流出しないようにすること。
- 悪臭、騒音、振動によって生活環境保全上支障が生じないようにすること。
- 収集又は運搬のための施設を設置する場合は、生活環境保全上支障が生じないようにすること。
- 運搬車、運搬容器等は、廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭が生じないものであること。

①産業廃棄物収集運搬車に係る表示

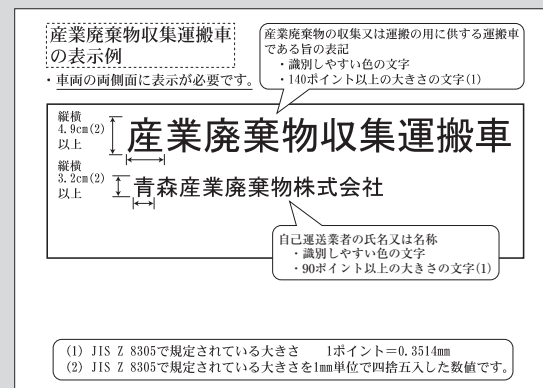
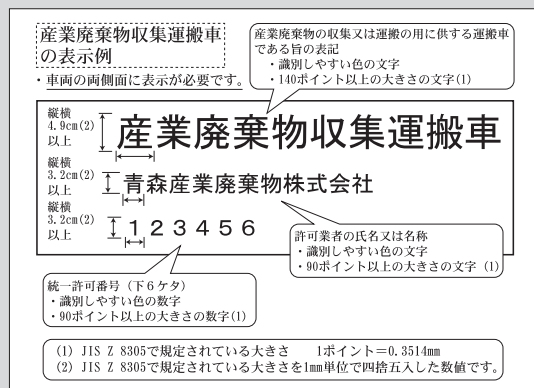
運搬車を用いて産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、次の事項を車体の両側面に見やすいように表示すること。

【許可業者の場合】

- ・産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨
- ・許可業者の氏名又は名称
- ・統一許可番号（下6桁）

【自己運搬の場合】

- ・産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨
- ・事業者の氏名又は名称



②産業廃棄物収集運搬車に係る書面備え付け

運搬車を用いて産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、当該運搬車に以下の書面を備え付けること。

【許可業者の場合】

- ・産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し
- ・産業廃棄物管理票（マニフェスト）

※電子マニフェストを使用する場合は紙のマニフェストの代わりに①電子マニフェスト使用証及び②以下の事項を記載した書類を携帯すること。

- ・運搬する産業廃棄物の種類及び数量
- ・その運搬を委託した者の氏名又は名称
- ・運搬する産業廃棄物を積載した日
- ・積載した事業場の名称、連絡先
- ・運搬先の事業場の名称、連絡先

（ただしこれらの事項が電子機器等で常に確認できる状態であれば②の携帯は不要）

【自己運搬の場合】

次の事項を記載した書面

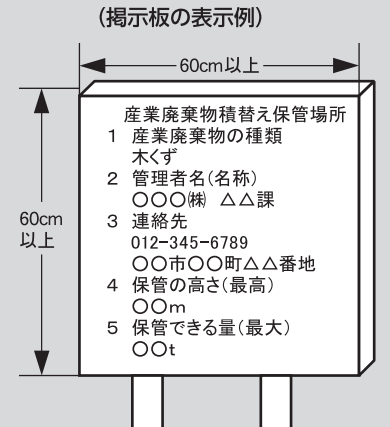
- ・氏名又は名称及び住所
- ・運搬する産業廃棄物の種類及び量
- ・産業廃棄物の積載日並びに積載した事業場の名称、所在地及び連絡先
- ・運搬先の事業場の名称、所在地及び連絡先

③積替えを行う場合

- 周囲に囲いが設けられ、積替え場所であることが表示されていること。
- 積替えの場所から廃棄物の飛散、流出及び地下浸透並びに悪臭が生じないようにすること。
- ねずみが生息したり、蚊・はえその他の害虫が発生しないようにすること。

④保管を行う場合

- 保管は、次の基準に適合する積替えを行う場合を除き、行わないこと。
 - ・あらかじめ、積替えを行った後の運搬先が定められていること。
 - ・搬入された産業廃棄物の量が積替え場所において適切に保管できる量を超えないこと。
 - ・搬入された産業廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出すること。
- 周囲に囲いが設けられ、かつ、見やすい箇所に積替えのための保管の場所であること等を表示した掲示板を設置した場所で行うこと。(右図参照)
- 保管する産業廃棄物の数量が1日当たりの平均的な搬出量の7日分を超えないこと。ただし、次の場合を除く。
 - ・船舶を用いて産業廃棄物を運搬する場合であって、船舶の積載量が積替えの保管上限を上回るとき
 - ・使用済自動車等を保管する場合
- その他の基準は、(1) 保管基準 (P12、13参照) に準ずること。



注) 特別管理産業廃棄物の場合は「産業廃棄物」の部分に「特別管理産業廃棄物」とすること

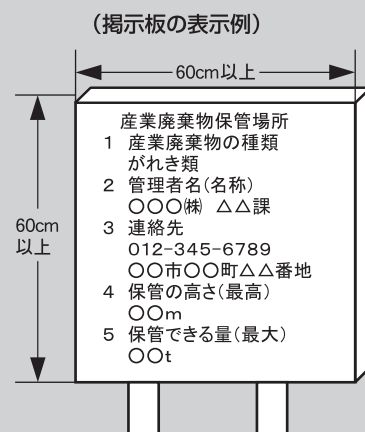
⑤特別管理産業廃棄物の収集運搬を行う場合

- 人の健康又は生活環境に係る被害が生じないようにすること。
- 他の物と混合しないよう仕切りを設けるなど区分すること。(感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物とが混在する場合で、それ以外の物が混入するおそれのない場合を除く。)
- その性状に応じて、容器に入れて密封するなど必要な措置を講ずること。
- 収集運搬の際には、特別管理産業廃棄物の種類、取扱いに関する注意事項を記載した文書を携帯すること。(運搬容器に表示されている場合を除く。)
- 積替え又は保管を行う場合、揮発防止の措置、高温にさらされないための措置、腐食防止及び腐敗防止等の措置を講ずること。
- 感染性産業廃棄物、廃PCB等、PCB汚染物、PCB処理物又は廃水銀等の場合は、必ず運搬容器(密閉できること、収納しやすいこと、損傷しにくいこと)に収納すること。

(3) 中間処理の基準

① 中間処理又は再生の基準（令第6条第1項第2号）

- 廃棄物が飛散、流出しないようにすること。
- 悪臭、騒音、振動によって生活環境保全上支障が生じないようにすること。
- 処理施設を設置する場合は、生活環境保全上支障が生じないようにすること。
- 廃棄物を焼却するときは、焼却設備を用いて焼却すること。
（P66参照。野焼きは禁止されています。）
- 廃棄物を熱分解するときは、熱分解設備を用いて行うこと。
- 保管を行う場合には、次によること。
 - ▶ 周囲に囲いが設けられ、かつ、見やすい箇所に保管場所であること等を表示した掲示板を設置した場所で行うこと。（右図参照）
 - ▶ 廃棄物の処理施設において、適正な処分又は再生を行うためにやむを得ないと認められる期間を超えて保管してはならないこと。
 - ▶ 保管する産業廃棄物の数量が、当該廃棄物の処理施設の処理能力の14日分（基本数量）を超えないこと。



注) 特別管理産業廃棄物の場合は「産業廃棄物」の部分で「特別管理産業廃棄物」とすること

<保管できる量（保管上限）の例外等>

- ・ 船舶の積載量が基本数量を超える場合 → 積載量＋処理能力の7日分
- ・ 定期点検等の期間中に保管する場合 → 処理能力×点検等の日数＋処理能力の7日分（点検等終了後60日以内に基本数量に復帰）
- ・ 建設業に係る産業廃棄物（木くず、コンクリートの破片、アスファルトの破片で、分別されたもの）の再生処理施設において、再生のために保管する場合 → 木くず、コンクリートの破片は処理能力の28日分、アスファルトの破片は処理能力の70日分
- ・ 豪雪地帯指定区域内にある廃タイヤの処理施設において、11～3月の間廃タイヤを保管する場合 → 処理能力の60日分
- ・ 使用済自動車等を保管する場合 → P13の保管の高さ制限を超えない数量
- ・ 認定を受けた熱回収施設において、熱回収のために保管する場合 → 処理能力の21日分
- ・ 優良産業廃棄物処理業者の廃プラスチック類の処理施設において、廃プラスチック類を処分又は再生のために保管する場合 → 処理能力の28日分

- ▶ その他の基準は（1）保管基準（P12、13参照）に準ずること。
- 石綿含有産業廃棄物の処理又は再生を行う場合は、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれをなくする方法により行うこと。
- 水銀使用製品産業廃棄物の処分又は再生を行う場合は次によること。
 - ▶ 水銀又はその化合物が大気中に飛散しないように必要な措置をとること。
 - ▶ 水銀回収の必要となる水銀使用製品産業廃棄物については、ばい焼設備によるばい焼又は水銀の大気飛散防止措置をとった上で、水銀を分離する方法により水銀を回収すること。
- 特別管理産業廃棄物の場合は、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれをなくするように次の方法により行うこと。

廃油	・ 焼却設備を用いて十分に焼却する方法 ・ 蒸留設備等を用いて再生し、再生に伴い生ずる廃棄物を特別管理産業廃棄物でなくする方法（引火点70℃以上）
廃酸 廃アルカリ	・ 中和設備を用いて十分に中和する方法 ・ 焼却設備を用いて十分に焼却する方法 ・ イオン交換設備等を用いて再生し、再生に伴い生ずる廃棄物を特別管理産業廃棄物でなくする方法。（pH2.0を超えpH12.5未満）
廃石綿等	・ 熔融設備を用いて十分に熔融する方法
感染性産業廃棄物	・ 焼却設備を用いて十分に焼却する方法（梱包された状態で投入すること） ・ 熔融設備を用いて十分に熔融する方法 ・ 滅菌設備を用いて滅菌する方法（事前に破碎し、時間や温度を調節すること） ・ 消毒する方法（事前に破碎し、薬剤の濃度・量及び加熱時間・温度を調節すること） ※直接従事する職員が感染症に罹患しないよう、衛生的に安全に作業を行うこと。

②構造の基準（産業廃棄物処理施設共通基準）（規第12条）

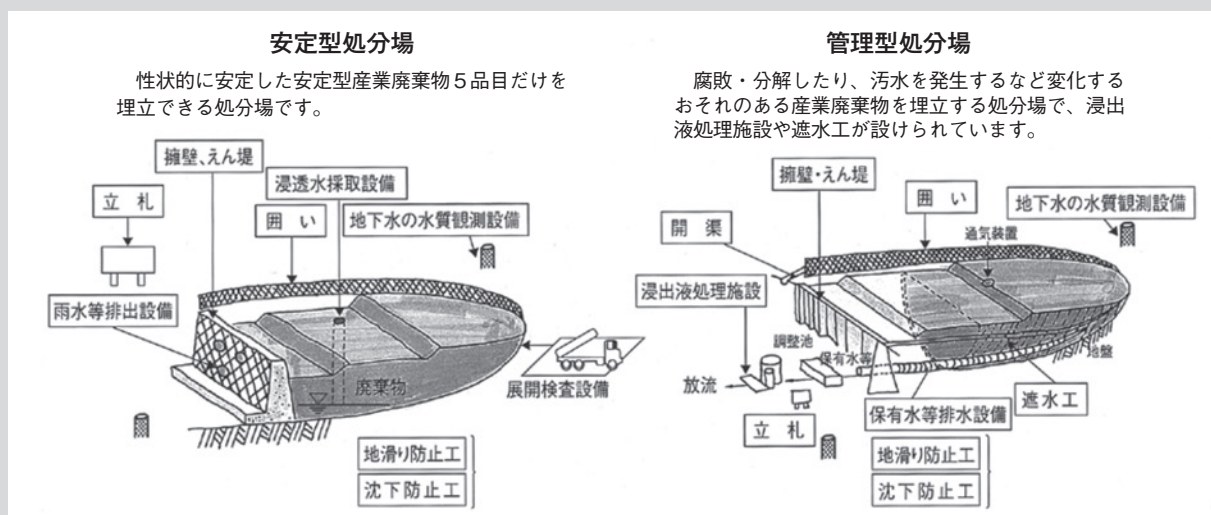
- 自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること。
- 産業廃棄物、産業廃棄物の処理に伴い生ずる排ガス及び排水、施設において使用する薬剤等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。
- 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。
- 著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること。
- 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするために必要な排水処理設備が設けられていること。
- 産業廃棄物の受入設備及び処理された産業廃棄物の貯留設備は、施設の処理能力に応じ、十分な容量を有するものであること。

③維持管理の基準（産業廃棄物処理施設共通基準）（規第12条の6）

- 受け入れる産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な当該産業廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。
 - 施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないようにすること。
 - 産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。
 - 施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。
 - 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。
 - 蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。
 - 著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。
 - 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするとともに、定期的に放流水の水質検査を行うこと。
 - 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存すること。
- ※各産業廃棄物処理施設の個別基準については、廃棄物処理法施行規則第12条の2及び第12条の7の定めに従ってください。（P40～42参照）
- ※産業廃棄物処理施設以外の施設を用いて廃棄物を処理する場合は、以上の基準を参考にしてください。

（４）最終処分（埋立処分）の基準

①最終処分場の種類



※この他に、有害な燃え殻等、特別管理産業廃棄物等を埋立処分する「遮断型処分場」があります。

②最終処分場の構造・維持管理の基準

最終処分場の構造・維持管理基準については、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」（最終処分基準省令）のほか、「八戸市産業廃棄物最終処分場の構造に係る指針」及び「八戸市産業廃棄物最終処分場の維持管理に係る指針」に従ってください。

③埋立処分の基準（令第6条第1項第3号）

（共通基準）

- 廃棄物が飛散、流出しないようにすること。
- 悪臭、騒音、振動によって生活環境の保全上支障が生じないようにすること。
- 周囲に囲いが設けられ、処分場所であることの表示がされている場所で行うこと。
- ねずみが生息したり、また、蚊・はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- 施設を設置する場合は、生活環境の保全上支障が生じないようにすること。
- 埋立地からの浸出液による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な設備の設置（遮水工、保有水等集排水設備、浸出液処理設備（導水管に防凍対策を行ったもの）、開渠等）及び措置（放流水等の水質の維持、周縁地下水の水質確認等）を講ずること。（ただし、公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な措置を講じた産業廃棄物のみの埋立処分を除く。）
- 埋立処分を終了する場合は、生活環境の保全上支障が生じないよう土砂で覆うこと。

（産業廃棄物の種類別の埋立処分の基準）

種 類	基 準	処分するときの処分場の種類
燃 え 殻 ば い じん	大気中に飛散しないように水分を添加し、固化し、梱包する等必要な措置を講ずること。 運搬車に付着したものが飛散しないように、洗浄する等必要な措置を講ずること。埋立地の外に飛散し、流出しないように、表面を土砂で覆う等必要な措置を講ずること。	管理型処分場
汚 泥	焼却設備を用いて焼却するか、熱分解設備を用いて熱分解を行うこと。又は含水率85%以下にすること。	管理型処分場
廃 油 (タールピッチ類を除く。)	焼却設備を用いて焼却するか、熱分解設備を用いて熱分解を行うこと。	管理型処分場
廃酸、廃アルカリ	埋立処分禁止	—
廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。)	中空の状態でないように、かつ、最大径おおむね15cm以下に破碎、切断すること。又は溶融設備を用いて溶融加工すること。(焼却設備を用いて焼却すること、又は熱分解設備を用いて熱分解を行うこと。)	安定型処分場 (管理型処分場)
紙くず、木くず、 織 維 く ず		管理型処分場
ゴ ム く ず	最大径おおむね15cm以下に破碎し、若しくは切断すること。(又は焼却設備を用いて焼却すること、若しくは熱分解設備を用いて熱分解を行うこと。)	安定型処分場 (管理型処分場)
金 属 く ず ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず が れ き 類		安定型処分場 (管理型処分場)
鉍 さ い		管理型処分場
〔腐敗物〕 有機性汚泥 動植物性残さ 動物系固形不要物 家畜ふん尿 家畜の死体	埋め立てる産業廃棄物の一層の厚さは、おおむね3m（40%以上が腐敗物であるものはおおむね50cm）以下とし、かつ、一層ごとに、その表面を土砂でおおむね50cm覆うこと。 (小規模埋立処分場を除く。) (熱しゃく減量15%以下に焼却したもの及びコンクリート固化化したものを除く。)	管理型処分場
石綿含有産業廃棄物	・一定の場所において、分散しないように行うこと。 ・表面を土砂で覆う等、飛散又は流出しないよう必要な措置を講ずること。 (溶融設備を用いて十分に溶融すること。)	管理型処分場 安定型処分場 (許可施設に限る)
廃 石 綿 等	・大気中に飛散しないように、固化、薬剤による安定化その他これらに準ずる措置を講じたのち、耐水性の材料で二重に梱包すること。 ・最終処分場のうち一定の場所において、廃石綿等が分散しないように行うこと。 ・埋立地の外に飛散し、及び流出しないように、その表面を土砂で覆う等必要な措置を講ずること。	管理型処分場 (許可施設に限る)

注) 1 感染性産業廃棄物をはじめとする、特別管理産業廃棄物は、中間処理等をしなければ、管理型処分場に埋立できません。

2 燃え殻、ばいじん、汚泥、鉍さいについては、P19の判定基準に適合しなければ、管理型処分場に埋立できません。
(中間処理した場合、有害金属等が溶出しないように処理しなければなりません。)

(管理型最終処分場への埋立処分に係る判定基準)

	燃 え 殻 ば い じ ん 鉢 さ い (mg/L以下)	汚 泥 (mg/L以下)		燃 え 殻 ば い じ ん 鉢 さ い (mg/L以下)	汚 泥 (mg/L以下)
アルキル水銀化合物	不検出	不検出	1,2-ジクロロエタン	—	0.04
水銀又はその化合物	0.005	0.005	1,1-ジクロロエチレン	—	1
カドミウム又はその化合物	0.09	0.09	シス-1,2-ジクロロエチレン	—	0.4
鉛又はその化合物	0.3	0.3	1,1,1-トリクロロエタン	—	3
有機燐化合物	—	1	1,1,2-トリクロロエタン	—	0.06
六価クロム化合物	1.5	1.5	1,3-ジクロロプロペン	—	0.02
砒素又はその化合物	0.3	0.3	チウラム	—	0.06
シアン化合物	—	1	シマジン	—	0.03
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	—	0.003	チオベンカルブ	—	0.2
トリクロロエチレン	—	0.1	ベンゼン	—	0.1
テトラクロロエチレン	—	0.1	セレン又はその化合物	0.3	0.3
ジクロロメタン	—	0.2	1,4-ジオキサン	0.5※	0.5
四塩化炭素	—	0.02	ダイオキシン類	3ng-TEQ/g※	3ng-TEQ/g

※ 鉢さいを除く。

金属等を含む廃棄物の固型化等に関する基準 (昭和52年3月14日環境庁告示第5号)

基準 処分	共通基準	結合材の配合量	体 積 (cm) 表面積 (cm)	最大寸法 最小寸法	最小寸法	一軸圧縮強度
埋立処分	○ 結合材は水硬性セメントとする	固型化物 1 m ³ に対し 150kg以上	1 以上	2 以下	5 cm以上	0.98MPa 以上

(安定型産業廃棄物の埋立処分に当たっての留意事項)

- 安定型産業廃棄物 (「廃プラスチック類」、「ゴムくず」、「金属くず」、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」、「がれき類」の5品目) であって、次に掲げるもの以外の産業廃棄物のみ、安定型最終処分場への埋立処分が可能であること。
 - ・自動車等破砕物 (自動車(原動機付自転車を含む。)若しくは電気機械器具又はこれらのものの一部)
 - 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずからの除外
 - ・廃プリント配線板 (鉛を含むはんだが使用されているものに限る。)
 - 廃プラスチック類、金属くずからの除外
 - ・廃ブラウン管 (側面部に限る。) → ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずからの除外
 - ・鉛蓄電池の電極 → 金属くずからの除外
 - ・鉛製の管又は板 → 金属くずからの除外
 - ・廃石膏ボード → ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずからの除外
 - ・廃容器包装 (有害物質又は有機性の物質が混入し、又は付着しないように分別して排出され、かつ、処分までの間にこれらの物質が混入し、又は付着したものを除く。)
 - 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずからの除外
 - ・水銀使用製品産業廃棄物
 - 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずからの除外
- 安定型産業廃棄物に安定型以外の廃棄物が混入し、又は付着するおそれのないように必要な措置を講ずること (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた安定型産業廃棄物の場合は、分別、選別等による混入、付着防止措置)。
- 埋立地からの浸透水の水質が、最終処分基準省令別表第二の上欄の項目ごとに同表下欄の基準に適合して、かつ、生物化学的酸素要求量 (BOD) が20mg/L 以下又は化学的酸素要求量 (COD) が40mg/L 以下であることを確認すること。
 - ・最終処分基準省令別表第二に掲げる項目の検査頻度 年 1 回以上
 - ・BOD又はCODの検査頻度 月 1 回以上

(5) 産業廃棄物の取扱い上の注意

① 保管容器と廃棄物の組合せ例

容器の種類 廃棄物	市販容器					廃棄物専用容器				
	ドラム缶		缶		プラスチック容器	石油缶	フレキシブル・コンテナ	傾倒方式用コンテナ	吊り下げ方式用コンテナ	大型コンテナ
	普通缶	複合缶(ケミ缶)	複合缶(ケミ缶)	複合缶(ケミ缶)						
燃え	○						○			○
汚泥	○						○			○
廃油	○	○				○				
廃酸			○	○	○					
廃アルカリ			○	○	○					
廃プラスチック類	○						○	○	○	○
動植物性残さ	○						○	○	○	○
ゴムくず	○						○	○	○	○
金属くず	○									○
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	○						○	○	○	○
鋳造	○						○			
ダスト類	○						○			○
感染性廃棄物										○

3) 重金属の溶出増加

難溶性の重金属化合物も濃度の高い廃酸、廃アルカリとの接触により可溶性の化合物に変わるものもある。また、一般的に重金属類の溶出値はpHが低いほど増加し、また、pHが高くなりすぎると、溶出値が増大する。

③ 有毒ガスの発生事故

有毒ガスが発生する原因は、次の1) から2) のような場合に多い。

1) 化学物質が水以外のものと反応して有毒ガスが出る場合

H₂S (硫化水素)、HCN (シアン化水素)、Cl₂ (塩素)、NO₂ (二酸化窒素) などは、化学物質同士の反応によって発生する。これまでに起こった事故事例のうち、原因化学物質を含む廃棄物は、両方とも液状(廃酸、廃アルカリ、又これと汚泥の混合物)であるか、その一方が液状である。特に一定の濃度以上の廃酸、廃アルカリを他の廃棄物に不用意に混合すると、爆発又は有毒ガスが発生し、思わぬ被害を起こすことがある。

廃酸を以下のア～カの廃棄物と混合すると、次のような危険が想定される。

ア 硫化物を含む廃油アルカリ(農薬、医薬品、石油精製、ナフサ分解の工場から出るガス洗浄廃液、一部メッキ廃液)→硫化水素ガスが発生し、中毒、死亡を誘発。

イ シアン廃液→シアン化水素ガスが発生し、中毒、死亡を誘発。

ウ 金属粉(金属製品加工等)→水素ガスが発生し、爆発を誘発し、これがタンクローリー内では起こるとローリーのタンクが破裂する。

エ 廃酸(廃硫酸と廃硝酸、いずれも金属洗いで発生)→酸化窒素ガスが発生、刺激性と着色ガスのため、周辺に与える影響大。

オ 苛性ソーダ廃液→廃液成分が薬品工場等のアンモニウム塩廃液の場合は刺激性の強いアンモニアガスが発生する。

カ 次の廃棄物に混入すると発熱の結果、発火、火災、爆発、有毒ガス発生等状況に応じて種々の異なる現象が起こる可能性が高い。

- アミン含有廃油…廃溶剤、蒸留残渣、タンクボトム等
- カーバメート含有ダスト、ろ過残渣(汚泥)…農薬、化学肥料製造業者から排出され、主体は廃農薬
- ジチオカーバメート含有粉じん…主として農薬製造工場より排出される。
- 無機フッ化物を含む汚泥…種類は廃触媒と水処理汚泥で、プラスチック、化学繊維製造又は化学肥料工場等から排出される。
- イソシアネート廃油…ウレタン製造の廃棄物として排出される。
- 有機硫黄化合物含有油泥…塗料製造、石油精製工場などより排出される。
- 有機塩素化合物含有油泥、廃溶剤…合成染料、有機顔料、塩素化炭化水素の製造工場等よりろ過残渣、蒸留残渣、廃溶剤の形で排出される。
- 有機燐含有粉じん…農薬製造から主として排出。捕集粉じん、有効期限切れの返却農薬などが構成成分である。

2) 化学物質が水と反応して有毒ガスを出す場合

事故例としては AlCl_3 (塩化アルミニウム)、 TiCl_3 (三塩化チタン) 等の禁水性物質、硫酸ピッチが原因物質として挙げられ、それぞれ HCl (塩化水素)、 SO_2 (二酸化硫黄) ガス等が発生する。

3) 対策

有毒ガス発生事故の原因となる廃棄物は、廃酸、廃アルカリが主で、時に汚泥もその原因となる。実質的には被害を与える程度ของガス発生速度を有するものは、必ず液体が介在していることが必須条件である。従って、液体を処理する時は、製品安全データシート等により必ずその成分が分かっているなければならない。また、反応性の化学廃棄物を保管、収集運搬、貯留する時は、以下の点に気を付ける。

ア 異種の廃棄物を混合しない。

イ ある種の相互作用性化学廃棄物に使用した器具で、別の種の相互作用性化学廃棄物を扱う時には、その前に器具を洗浄する。

ウ 必要により防護マスクを着用する。

④ 爆発、火災の事故

1) 廃棄物が爆発、火災の原因となるのは以下のような場合である。

○可燃物が揮発気化して爆発混合ガスを作り、着火源の存在により着火爆発を起こす。

○異種の化学物質が反応し、その反応熱が着火源となって当該物質が燃える、又は周辺の可燃物に着火する。

○化学物質の相互作用によりガスが発生し、密閉容器内の内圧が上昇し容器が破裂する。

○化学物質が相互に反応し、ガスと熱を発生し、急速にその体積が膨張し爆発する。化学反応による発火は、固形又はスラッジ状可燃物と、主としてスラッジ状酸化性物質が、混合保管、あるいは混合貯留された時に起こっている。

爆発は、急激なガス発生によるものであるから、同じ物質の反応でも、密閉容器の場合は被害が大きくなる。原因廃棄物は、液状物、つまり廃酸、廃アルカリ、廃油に限られている。また、振動などによって反応が促進されるので、液状物をタンクローリーで運搬中が最も危険である。

2) 対策

- 爆発性の物、引火性の物、発火性の物については、火気その他、点火源となるおそれのあるものに接触あるいは接近させたり加熱しないこと。
- 根本的には当該化学反応物質の混合をしないようにする。

⑤ 混合すると爆発の危険性がある物質の組合せ (A + B) 例

物 質 A	物 質 B
アルカリ金属、粉末にしたアルミニウム又はマグネシウム、その他	四塩化炭素、その他の塩化炭素、二硫化炭素及びハロゲン、二酸化炭素、水
銅	アセチレン、過酸化水素
銀	アセチレン、シュウ酸、酒石酸、雷酸、アンモニウム化合物
水銀	アセチレン、シュウ酸、雷酸、アンモニア
塩素	アンモニア、アセチレン、ブタジエン、ブタン、メタン、プロパン、他の石油ガス、水素、ナトリウム、カーバイド、テレピン油、ベンゼン、微粉砕した金属
臭素	塩素と同じ
ヨウ素	アセチレン、アンモニア (溶液あるいは無水)、水素
フッ素	全ての化合物に対して反応性は著しく大である
二酸化塩素	アンモニア、メタン、ホスフィン、硫化水素
過塩素酸	無水酢酸、ピスマス及びその合金、アルコール、紙、木材
過マンガン酸カリウム	エタノールあるいはメタノール、氷酢酸、無水酢酸、ベンズアルデヒド、二硫化炭素、グリセリン、エチレングリコール、酢酸エチル、酢酸メチル、フルフラール
過酸化水素	銅、クロム、鉄、金属あるいはそれらの塩、アルコール、アセトン、有機物、アニリン、可燃材料、引火性液体、ニトロメタン
アンモニア (無水)	水銀、塩素、次亜塩素酸カルシウム、ヨウ素、臭素、無水フッ化水素酸、銀化合物
クロム酸	酢酸、ナフタリン、カンファ、グリセリン、テレピン油、アルコール類、酸化性物質
無水フッ化水素酸	アンモニア (含水、あるいは無水)
硝酸 (濃)	酢酸、アニリン、クロム酸、シアン酸、硫化水素、引火性液体、引火性ガス
硫酸	塩素酸カリウム、過塩素酸カリウム、過マンガン酸カリウム、ナトリウム・リチウム等の軽金属過マンガン酸塩
炭化水素 (ブタン、プロパン、ベンゼン、ガソリン、テレピン油等)	フッ素、臭素、クロム酸、過酸化ナトリウム
アセチレン	塩素、臭素、銅、フッ素、銀、水銀
アニリン	硝酸、過酸化水素
シュウ酸	銀、水銀
クメンヒドロパーオキシド	酸類 (有機あるいは無機)
引火性液体	硝酸アンモニウム、クロム酸、過酸化水素、硝酸、過酸化ナトリウム、ハロゲン

6

二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例

(1) 概要

【内容】

「二以上の事業者による一体的処理の特例」とは、二以上の事業者がそれらの産業廃棄物の収集、運搬又は処分（再生を含む。以下同じ。）を一体として実施しようとする場合には、当該二以上の事業者は、共同して、次の基準のいずれにも適合していることについて、処理に係る区域を管轄する都道府県知事の認定を受けることを可能とするものです。

なお、認定可能な対象範囲は、親法人与子法人の関係にある者に限られ、親法人与孫法人が産業廃棄物の収集、運搬又は処分を一体として実施しようとする場合であっても、当該事業者については、特例を受けることはできません。

また、認定の対象は、二以上の事業者のうち、いずれかの事業者が、収集、運搬又は処分のいずれかを行う場合に限られており、保管のみを行う場合など、収集、運搬又は処分のいずれも行わない場合は、認定の対象とはなりません。（法第12条の7）

【効果】

認定を受けると、認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）のうち、一の事業者の事業活動に伴って生ずる産業廃棄物に係る排出事業者責任の規定が他の事業者にも適用され、当該他の事業者も当該産業廃棄物の排出事業者とみなされることとなります。

このことにより、当該認定に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を産業廃棄物処理業の許可を要しない自ら処理として扱うことが可能となります。

また、例えば、当該認定に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を認定事業者以外の者に委託する場合には、実際に排出した事業者のみならず、認定事業者のうち他の事業者も排出事業者とみなされることから、認定事業者全員で、委託基準の遵守、産業廃棄物管理票の交付等が必要になります。なお、この場合において、認定事業者の中に必要な手続をとらない者がいた場合などには、罰則等の対象となることがありますので、注意が必要です。

【基準】

都道府県知事の認定に係る基準は、「二以上の事業者の一体的な経営の基準」と「収集、運搬又は処分を行う事業者の基準」があり、その概要は、以下のとおりです。

なお、

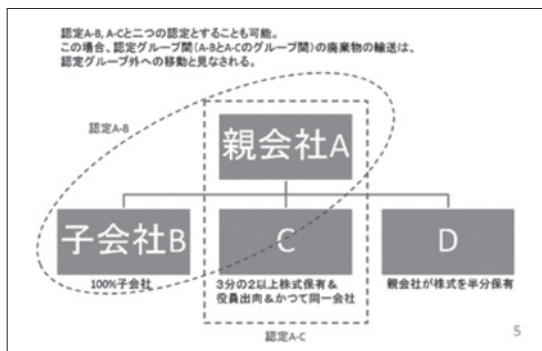
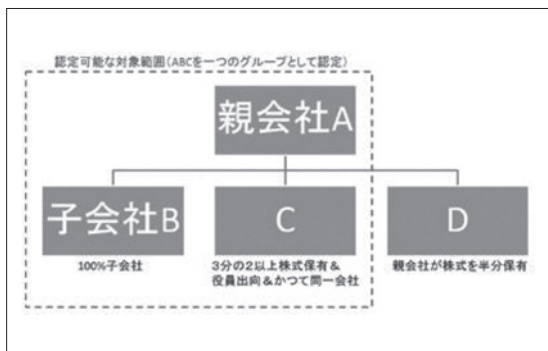
ア 二以上の事業者の一体的な経営の基準（規第8条の38の2）

二以上の事業者のいずれか一の事業者（親法人）が当該二以上の事業者のうち他の事業者（子法人）の全てについて、次のいずれかに該当することが必要です。

- ① 当該二以上の事業者のうち他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額を保有している。
- ② 次のいずれにも該当する。
 - ・当該二以上の事業者のうち他の事業者の発行済株式、出資口数又は出資価額の3分の2以上を保有していること。
 - ・当該二以上の事業者のうち他の事業者に対し、業務を執行する役員を出向させていること。
 - ・当該二以上の事業者のうち他の事業者は、かつて同一の事業者であって、一体的に廃棄物の適正処理を行ってきたこと。

イ 収集、運搬又は処分を行う事業者の基準（規第8条の38の3）

- ・認定グループ内の産業廃棄物の処理について計画を有しており、処理を担う者の役割・責任の範囲が明確であること。
- ・認定グループ外の廃棄物の処理も行う場合は、それぞれ区分して行うこと。
- ・認定グループ外の者に当該産業廃棄物の処理を委託する場合は、共同して、委託を行うとともに、マニフェストを交付すること。（※委託基準違反、マニフェスト虚偽記載などの罰則の可能性）
- ・知識及び技能を有すること。
- ・経理的基礎を有すること。
- ・欠格要件等に該当しないこと。
- ・基準に適合する施設を有すること。
- ・その他環境大臣が定める基準に適合していること。



(2) 申請先、申請方法(規第8条の38の4)

申請は二以上の事業者が共同して市長に行ってください。なお、申請に係る区域が八戸市外にまたがる場合には、それぞれの区域を管轄する都道府県知事又は政令市長への申請が必要となります。

(3) 申請書、添付書類(規第8条の38の5)

- ・申請書には、事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名、議決権保有割合に関する事項、実施体制に関する事項に加え、当該申請に係る産業廃棄物の種類、処理の範囲及び処理を行う区域等を記載する必要があります。
- ・申請書には、当該申請に係る事業概要、一連の処理の行程、施設に関する事項等を記載した事業計画を添付し、合わせて、定款又は寄付行為及び登記事項証明書等(子会社の株主名簿、かつて同一の事業者であったことを証明できる登記書類)、役員の氏名及び住所(※親会社からの出向者を明記)、各種基準に適合することを示す書類等を添付してください。

(4) 認定の変更の申請(規第8条の38の6)

認定事業者が当該認定に係る事項の変更をしようとするときは、共同して、市長(都道府県の認定を受けた場合は都道府県知事、政令市の認定を受けた場合は政令市長)に申請し、変更の認定を受けなければなりません。

【変更の認定が必要な事項】

- ① 議決権保有割合に関する事項に係る変更(一体的な経営の基準を満たさなくなる場合に限る。)
- ② 一体的処理の実施体制に関する事項(役員の派遣状況に係る変更にあつては、一体的な経営の基準を満たさなくなる場合に限る。)
- ③ 当該申請に係る処理を行う産業廃棄物の種類
- ④ 当該申請に係る処理の範囲
- ⑤ 当該申請に係る産業廃棄物の処理を行う区域 等

(5) 変更の届出、廃止の届出(法第12条の7、規第8条の38の7、規第8条の38の8、規第8条の38の10)

認定事業者が上記に該当しない軽微な変更をしたときは、共同して、変更の日から10日以内に、市長(都道府県の認定を受けた場合は都道府県知事、政令市の認定を受けた場合は政令市長)に届け出なければなりません。

また、認定事業者が認定に係る処理の全部又は一部を廃止したときは、共同して、廃止の日から10日以内に、当該廃止に係る区域を管轄する市長(都道府県の認定を受けた場合は都道府県知事、政令市の認定を受けた場合は政令市長)に届け出なければなりません。

(6) 帳簿(令第6条の4)

認定事業者は、帳簿を備え付け、次の事項を記載しなければなりません。

- ・収集・運搬を行う場合にあっては、当該産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地、収集又は運搬年月日、運搬方法及び運搬先ごとの運搬量、積替え又は保管を行った場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量等
- ・処分を行う場合にあっては、当該産業廃棄物の処分を行った事業場の名称及び所在地、処分年月日、処分方法ごとの処分量、処分後の廃棄物の持出先ごとの持出量等

(7) 報告(規第8条の38の11)

認定事業者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間における当該認定に係る産業廃棄物の処理に関し、報告書を市長(都道府県の認定を受けた場合は都道府県知事、政令市の認定を受けた場合は政令市長)に提出しなければなりません。